

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱い（令和6年12月時点）

例外給付の対象者の流れ（別紙）を確認してください。

1 確認申請における注意事項

(1) 電動車いすに係る取扱い

電動車いすについては、「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当していても、軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請を必要とします。申請にあたっては、サービス担当者会議に加え、試乗を行うなどして利用の安全性についても十分に確認した上で申請してください。

確認申請後、清須市から利用の必要性及び安全性についての聞き取りを行う場合があります。給付可となった後も、定期的に点検並びに利用の必要性及び安全性の確認を行ってください。

(2) 確認申請時に必要な添付書類に関する補足

① 居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書

居宅サービス計画書は国の標準様式（第1表、第2表、第3表）、介護予防サービス・支援計画書は国の標準様式（介護予防サービス・支援計画書）に該当する書面を添付してください。

② サービス担当者会議の記録の写し

国の標準様式（第4表）に該当する書面を添付してください。なお、介護予防支援の場合は、国の標準様式（介護予防支援経過記録）に該当する書面を添付してください。

「開催日（照会日・回答日）」・「出席者（回答者）」「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容（照会内容・回答内容）」が記載されているものがが必要です。

③ 医師の所見が確認できる書類

主治医意見書及び医師の診断書に限らず、聴取日時、聴取方法（面接・電話等）、聴取内容、医師氏名が記録された任意の様式を使用していただいても構いません。

また、医師から所見を聴取した場合は、聴取日時、聴取方法（TEL、面接等）、聴取内容、医師氏名が記録された書面を添付してください。

④ 当該福祉用具のカタログの写し

福祉用具の形と貸与金額が分かるものを添付してください。

2 区分変更申請時の対応について

すでに例外給付による貸与を受けている方が要介護・要支援認定区分変更申請をされる際は、必要に応じて、**区分変更申請と同時に**「介護認定軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付適否確認申請書」を提出してください。

【必要となる場合（例）】

・区分変更申請の認定結果が軽度者に該当し、「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当しない見込みである場合

- ・区分変更申請の認定結果が軽度者に該当する見込みで、電動車いすのレンタルを希望する場合

3 確認のポイント

- (1) ケアマネジャーは福祉用具貸与の算定基準（例外給付等）を確認しているか。
- (2) 本人や家族の希望だけで導入していないか。
- (3) 福祉用具事業者の意見のみで判断していないか。
- (4) 医学的な所見の入手について、書面に限らず、具体的な内容について面接や電話などの方法で連携をとり確認をしているか。
- (5) 福祉用具貸与の状態像に関する医学的所見だけでなく、サービス提供上あるいは療養上の留意点等、幅広い医学的意見の入手につとめているか。
- (6) 日付の整合性がとれているか。
 - × 医学的所見を確認しないままケアプラン原案作成・サービス担当者会議を開催し、その後主治医に医学的所見を入手している。
 - × 主治医から医学的所見を入手した日が、サービス担当者会議開催日・ケアプラン作成日の後になっている。
- (7) ケアマネジメントにおいて、主治医の医学的所見を反映させているか。
※市へケアプランを提出する際に本人同意のサインや押印は不要。
- (8) サービス担当者会議では、認定調査の結果・医学的所見をふまえ、以下の点について具体的に話し合い、関係者全員で内容の共有を図り、記録しているか。
 - ・介護認定調査表
 - ・心身状態や該当する状態像（福祉用具を必要とする理由(1)(2)(3)に関すること）
 - ・福祉用具種目とその必要性
 - ・期待される効果やサービス提供上・療養上の留意点
- (9) ケアプランへ具体的内容が記載できているか。また、ケアプラン（1または4表）にケアマネジャーが入手した医学的所見及び医師名が記載されているか。
 - × 第4表（サービス担当者会議録）に記載する場合→会議出席者に「〇〇先生」と記載はあるが、検討内容欄に医学的所見をふまえた話し合いが記載されていない。
 - ・福祉用具貸与が必要な本人の身体状況等（状態像）がケアプランに記載され、目標や内容等に具体的に記載されているか。
 - ・サービス担当者会議録に、心身状態や福祉用具貸与の必要性、期待される効果、留意点等が具体的に記載されているか。
- (10) 福祉用具貸与実施後は、予防プランの評価・モニタリング等の手段によって、状態の把握や福祉用具貸与の必要性を見直し、その結果を記録しているか。